

昭和十年における

我國富及び國民所得額

總理廳統計局

## 緒 言

一、ここに未発表のまま埋れてゐた昭和十年の我が國富及び國民所得の政府推計を公刊するに当り、一言解説を加へたい。

二、國民所得の推計は今日の日本にとつて困難ではあるが、極めて重要な仕事となつた。其の経常的推計は目下經濟安定本部の國民所得調査室で司令部經濟科學局指導の下に着々進行中であるが、同時に賠償問題並に日本がどの程度の經濟水準を許容されるかの問題に關聯して、歴史的な推計数字も亦新しい脚光を浴びて顧みられる必要が起きてきた。殊に戰前の推計が然りである。嘗て内閣統計局は昭和五年及び昭和十年の我國民所得を所謂客観的方法により、又大正十四年の分を主観的方法により推計した。今後の經濟恢復許容水準が或は昭和五十九年と傳えられ、或は昭和九—十一年と言はれる折柄、これらの推計数字の参考價値は極めて高いものと思はれる。

三、これら推計の信憑性については種々批評の存する所であるが、總司令部の國民所得専門家マイクル・サビア氏も戰後アメリカ統計使節團の報告中に、當時日本の各種經濟統計資料が國民所得推計のためには概ね極めて貧弱であつた点を認めながらも、昭和五年の内閣統計局推計は今日まで日本

で作られた中での最優秀なるものである旨を述べてゐる。事実その数字は今日まで多くの学者専門家たちにより補外法の基礎として利用され來つたものである。

四、昭和十年の國民所得は昭和五年のものと殆ど同様の方法によつて作成されたのであるが、當時の情況下に未公表のまま今日に至り、其の計算の詳細は焼失の厄に遭つて、唯其の綜合結果のみが茲に刊行を見るに至つたものである。昭和五年分の詳細については當時すでに「昭和五年國民所得調査報告」として刊行されてゐるから、茲では特に昭和十年の推計結果とその方法概要を中心におき、他は之との比較又は附録の形として大方の参考に供する次第である。

五、國富の推計についても昭和十年分は未刊行であつたので從來の慣行に従ひ「國富及び國民所得」の順序を以て印刷に附した。

昭和二十三年七月

總理廳統計局長 森 田 優 三

## 目 次

一、國富及び國民所得額の意義	一
二、國 富	二
1、総 説	二
2、昭和五年末國富額との比較	五
3、府縣別國富額	八
三、國民所得	三
1、総 説	三
2、昭和五年國民所得額との比較	六
四、主要列國の國富及び國民所得	七
五、國民所得額の増進	八

## 附錄一 昭和十年國富及び國民所得推計方法

- (一) 昭和十年國富推計方法 ..... 二
- (二) 昭和十年國民所得推計方法 ..... 三

## 附錄二 大正十四年及び昭和五年項目別國民所得額

- (一) 大正十四年項目別國民所得額 ..... 二
- (二) 昭和五年項目別國民所得額 ..... 三

### 一、國富及び國民所得額の意義

本冊子に於て以下述べる國富は、昭和十年末我内地に於ける物的財貨の總額に對外債権債務差額を加除したる金額である。即ち下表に掲げる如く工業用機械の如き生産用の財貨だとると、家具家財の如き純消費用の財貨だとるとを問わず、主要なる一切の財貨を昭和十年末當時に於ける價格（減耗を斟酌したる再生産價格）に見積り合計し、これに對外債権債務差額を加除したる金額である。従つて財貨の數量又は品質に変化なくとも、その價格が変動すれば、これに伴い國富額も増減することになるのである。

國民所得は昭和十年一箇年間に於て内地の農業、水産業及び鉱業の所謂原始產業の生産總額から必要経費を差引いた純生産額に、工業が原料に加工附加せる價額、交通業が貨客の運輸及び通信の傳達によつて得たる純收益、物品販賣業が賣買の仲介によつて得たる純收益、上記以外の產業に從事せる者の勤労の全價額を合算し、これに國際投資及び事業利得差額を加除したものである。即ち昭和十年の國民所得額が百四十五億圓であるということは、昭和十年一箇年間に新に生産された物の生産費を差引いた純價額と同年中に行われた勤労の全價額との合計から、國外に流出したる分を差引き、同

流入したる分を加えたる金額が百四十五億円であるということである。換言すれば、昭和十年一箇年間に於て物及び勤労に対し百四十五億円に該る購買力が作られたということになる。従つて物の生産は從前通りであつても、物の生産に直接関係のない産業に從事する人の勤労が増加すれば、國民所得額は増加することになるのである。

一一〇 國富

1 総説

昭和十年末國富総額は一千二百四十三億円余であつて、一世帯当り九千二百十一円、人口一人当たり一千七百九十五円となる。國富総額の一割二分は官有、五分は公有であつて、私有は総額の八割余を占めている。國富額を項目別に見ると、土地が最も多く総額の三割弱を占め、建物の二割一分、家具家財の一割一分弱、鉱山の八分がこれに次いで多く、他の項目は何れも百億円未満で総額の七分にも

達しない

昭和十年國富編

生産品  
鑄貨及び金銀地金  
雑  
△は債務超過を示す。

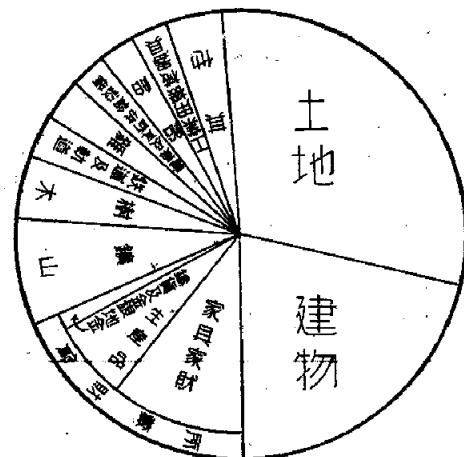
八〇九、七四  
一、四三、一五  
三、西七、三三  
五、西四、三九  
△ 三〇八、四一  
△ 三六、空

一、三九  
一、四三、一六  
二、七〇、七九  
一、八、一六  
一、五〇一、四九  
△ 三〇八、四一  
△ 三六、空

七、七五、六〇  
一、四三、一六  
一、五〇一、四九  
一、五〇一、四九  
△ 三〇八、四一  
△ 三六、空

七、七五、六〇  
一、四三、一六  
一、五〇一、四九  
一、五〇一、四九  
△ 三〇八、四一  
△ 三六、空

項目 別 国 富 額 割 合



(備考)

右表中雑の項目に含ましめてあるものは、工作物・兵器（航空機を含む但し艦艇は船舶の項目中に含ましめてある）工業用以外の機械器具、図書館・博物館等の所蔵品等である。

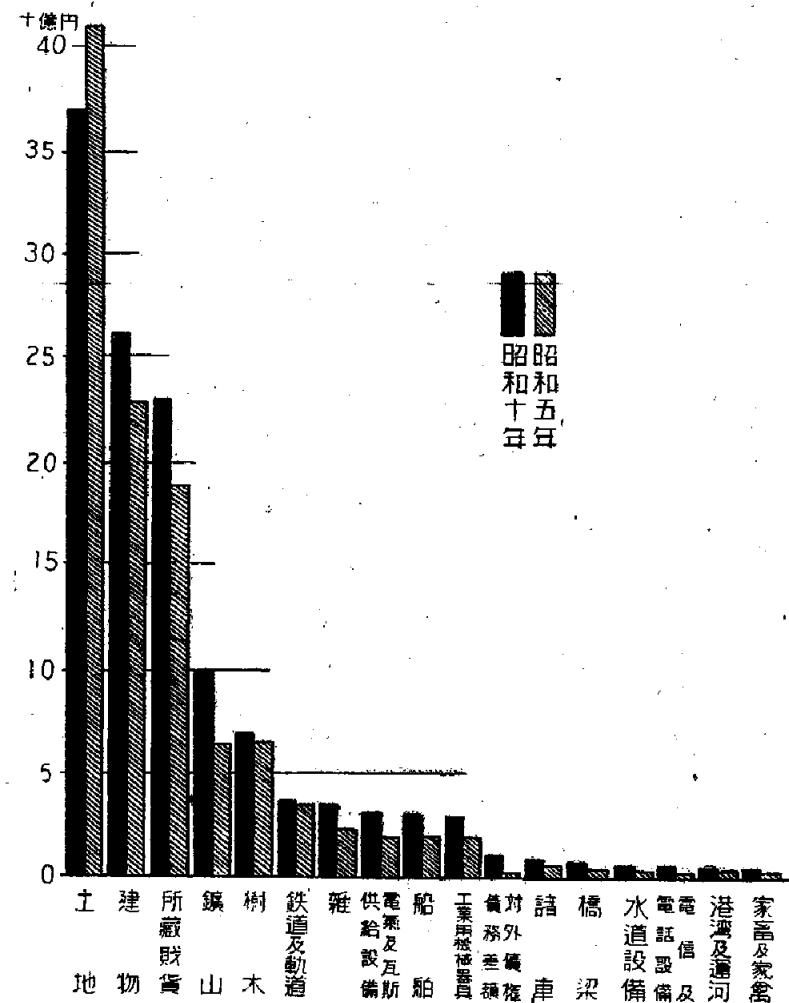
2、昭和五年末國富額との比較

昭和十年末國富額を前回調査の昭和五年末國富額に比較すれば次の如くである。但しこの両回に於ける國富の調査は同様の方法によつて行われたのであるが、その間若干の相違がある。即ち國富中最も多額を占める土地の評價が今回主管廳に於て改められたこと及び建物、家具家財の價額調査に関し、前回は全國十地方から代表府縣各一を選んで、必要な資料を蒐集し、同資料に現われたる所をその地方全体に推し及ぼしたのであるが、今回はこの代表府縣の数を増して、一地方に付三乃至四府縣とし、各地方の実状を一層適確に写し取ることに努めたことである。このため、土地の價額は昭和五年に比し昭和十年に於て、實際地價の低落せることに基く部分もあるが、非常な減少を示し、延いては後述の如く若干府縣の富が昭和五年に比し減少を示すに至つたのである。

昭和十年及び昭和五年國富額比較

	昭和十年	昭和五年	差額 (一) (+) (−)	割合 (%)
			(単位千円)	
總 地 額	一四〇、四〇、六七	一一〇、一六、〇〇	(一) 三〇、二四、六三	二二、八
リ 土	一〇〇、〇六、六〇	一〇〇、〇一、六〇	(+) 〇、〇五、〇五	〇、五
鉱 物	一〇〇、〇一、六〇	六、四九、六〇	(+) 九、五一、〇〇	九、五
港 湾 及 び 運 河	一〇〇、〇一、六〇	一一、一三、六〇	(+) 九、八七、〇〇	九、八

昭和十年及び昭和五年項目別國富額比較



13. 樹木	2. 橋
14. 家畜及び家禽	1. 建
15. 工業用機械器	5. 鉄道及び軌道
16. 諸船	9. 船舶
17. 電氣及び瓦斯供給設備	8. 電信及び電話設備
18. 水道設備	7. 水道設備
19. 家具	6. 家具
20. 生産	5. 生産
21. 鑄貨及び金銀地金	4. 貨物
22. 対外債権債務差額	3. 財
23. 土地	2. 財
24. 建物	1. 財
25. 所藏財貨	1. 財

が、これは同設備の充実及び建設費の昂騰に基き生じたものである。なお増加割合はかくの如く顯著ではないが、所藏財貨中の鑄貨及び金銀地金が五割六分余の増加を示している。これは主として金の市價の著しい昂騰に基く増加であつて、もしこの昂騰なくば、鑄貨及び金銀地金の價額は、昭和五年に比し昭和十年には反つて減少を示したはずである。

今試に前述した評價の相違及び物價の変動によつて、昭和五年に対する昭和十年國富各項目の價額に生じた相違の程度を示す指數を國富各項目毎に調製し、この指數を以て昭和十年國富各項目價額を除して、両回調査間に於ける評價の相違及び物價変動による相違を除去してみるならば、昭和十年國富總額は一千二百二十三億二百万田余となり、昭和五年の總額一千百一億八千八百万田余に比し一割一分の増加を示すのである。従つてこの結果によれば、前記昭和五年に対する昭和十年國富總額の増加額百四十二億田（一割二分八厘）の大部分は、評價の相違及び物價変動によらざる國富の実増加であることが判る。これは昭和五年に対し昭和十年國富各項目の價額には、総じて増加方向のみに於ける評價又は物價変動の影響があつたのではなく、その中には土地、樹木、建物の如く減少方向に於ける評價または物價変動の影響があつたものがあることを思えば首肯しうる所である。

### 3、府縣別國富額

國富總額中より対外債権債務差額を除いたものの府縣別を見れば次表の如くであつて、東京府の百

二十四億田余が最も多く、大阪府の七十九億田、北海道の六十六億田、福岡縣及び兵庫縣の五十八億田、愛知縣の五十三億田がこれに次いで多く、以上二府一道三縣の富を合わせると全國の三割五分を占めている。而して縣富の少なるは鳥取縣の八億田、沖繩縣の四億田弱である。

前項に述べたる如き事情があるので、府縣別富に付ては昭和五年との比較は直にこれを行ひ難いのであるが、試に比較してみれば、昭和五年に比し縣富の減少を見たるものに茨城、栃木、千葉、三重、佐賀、鹿兒島及び沖繩の七縣がある。しかしこの中茨城、栃木、佐賀及鹿兒島の四縣は昭和五年に対する昭和十年の土地價額の減少がなかつたならば、この縣富の減少を見なかつたものである。

昭和十年及び昭和五年國富額比較

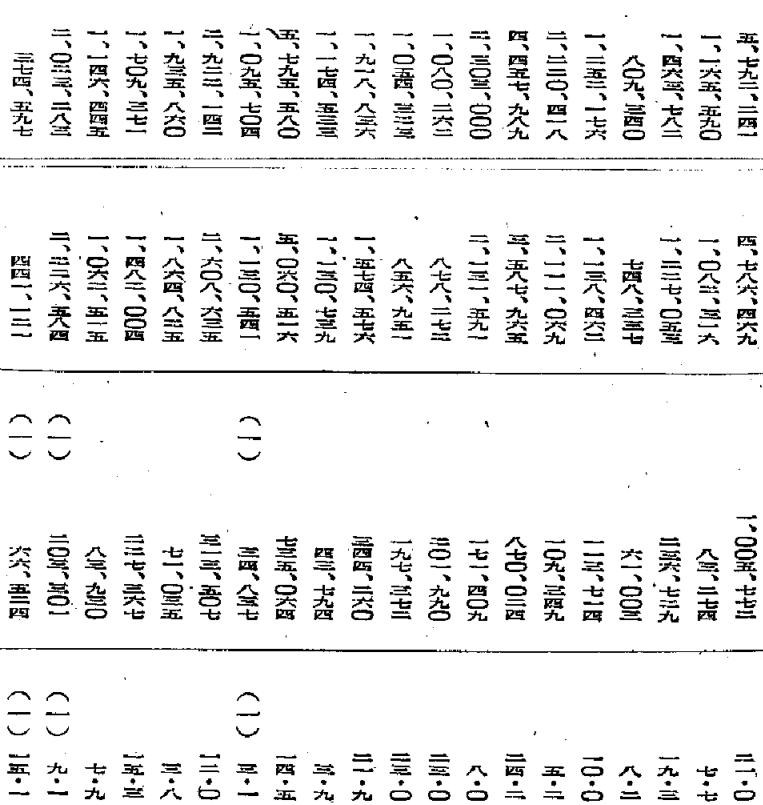
	昭和十年	昭和五年	差 額 〔（）は昭和十年減〕	實 數 〔單位千田〕	割合 (%)
総	113,408,356	105,956,433	（17,452,933）	113,408,356	11.2
北	6,251,433	6,166,633	（84,800）	6,251,433	1.3
海	1,335,446	1,150,146	（185,300）	1,335,446	13.4
道	1,150,146	1,070,846	（79,300）	1,150,146	7.7
青	1,236,126	1,206,826	（29,300）	1,236,126	2.4
岩	1,206,826	1,170,526	（36,300）	1,206,826	2.9
宮	1,170,526	1,140,226	（30,300）	1,170,526	2.6
秋	1,140,226	1,110,926	（29,300）	1,140,226	2.6
山	1,110,926	1,080,626	（30,300）	1,110,926	2.7
形	1,080,626	1,050,326	（30,300）	1,080,626	3.0
田	1,050,326	1,020,026	（30,300）	1,050,326	3.0
城	1,020,026	990,726	（29,300）	1,020,026	3.0
森	990,726	960,426	（30,300）	990,726	3.0
手	960,426	930,126	（30,300）	960,426	3.0
城	930,126	900,826	（30,300）	930,126	3.0
形	900,826	870,526	（30,300）	900,826	3.0

昭和十年  
総  
北  
海  
道  
青  
岩  
宮  
秋  
山  
形  
田  
城  
森  
手  
城  
形

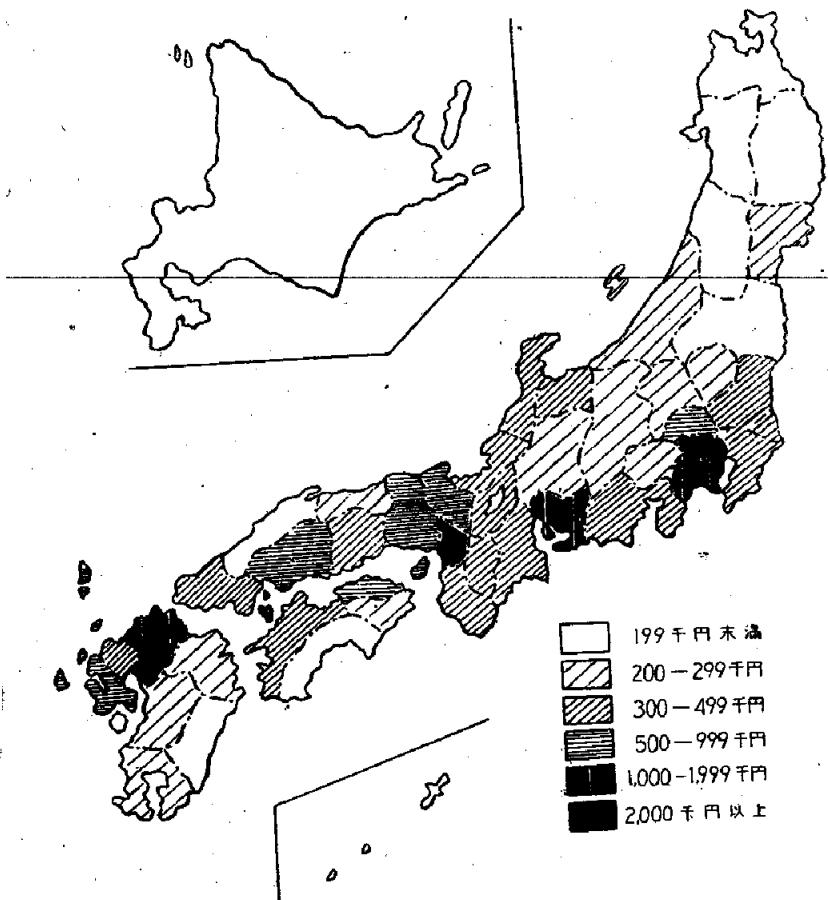
昭和五年  
総  
北  
海  
道  
青  
岩  
宮  
秋  
山  
形  
田  
城  
森  
手  
城  
形

大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群栃茨福  
奈  
阪都賀重知岡阜野梨井川山濁川京葉玉馬木城島

沖鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈兵  
兒 歌  
纏島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山 庫良



府縣別面積一方秆當り國富額



## (備考)

上表府縣別國富推計額は昭和十年及び昭和五年末各府縣境域内に現在した物的財貨につきその総額、額を表章したものである。なお対外債権債務差額を除外してある。

## 三、國民所得

## 1、總 説

昭和十年一箇年間に於ける國民所得総額は百四十五億円余であつて、一世帯り一千七十六円、人口一人当たり二百四十円となる。國民所得総額の二分五厘は官営事業所得、四厘は公営事業所得であつて、両者を合するも三分弱に過ぎず、従つて私人所得は國民所得総額の殆んど全部を占めてゐる。この國民所得総額を生産部門別に見ると、いわゆる原始産業より三十二億円（農業二十六億円、水産業二億円、鉱業四億円）総額の二割二分、工業より五十三億円、総額の三割七分、商業より三十六億円（物品販賣業二十六億円、其他十億円）総額の二割五分、交通業より十億円（運輸業八億円、通信業二億円）総額の七分、公務自由業及び家事より十三億円（公務自由業十一億円、家事二億円）総額の九分であつて、國際投資及び事業利得差額は八千六百万円弱の支拂超過となつてゐる。

昭和十年國民所得額

(單位千巴)

(備考)

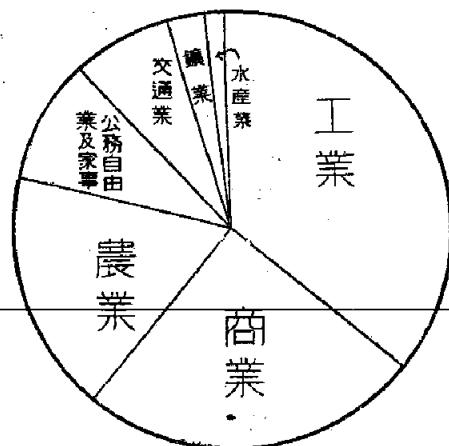
一、上表産業別所得額中、農業、水産業、鉱業及び工業の各所得額は昭和十年一箇年間にこれ等の各産業に於て生産せられたる所得額を示す、即ち農業はその生産総價額より生産に要した種苗・蚕種・種卵・光熱・薬剤・飼料・肥料及び農具代を控除した價額、水産業、鉱業及び工業はその各生産総價額より生産に要した原料代、廣告、光熱及び動力費、機械器具及び工作物の減耗費を控除した價額である。尙商業及び交通業はその收入総額より之に要した商品仕入代、廣告・交通・光熱及び機械器具費を控除した價額であつて公務、自由業及び家事はその效用の全價額である。

二、上表官公私別所得額中官公所得は官公營事業の生産総價額より（イ）に列挙した各經營費項目及び人件費を控除した價額である。

昭和十年一箇年間に於ける農業、水産業及び鉱業よりの生産総額は大約四十三億五千六百万圓と見積られるから、上記原始産業の純収益をこれに対すれば、この生産総額を得るために大約十一億三千

六百万円の経費（種苗・光熱・薬剤・飼料・肥料・動力代、機械器具費等）を要したことが判る。

項目別國民所得額割合  
(國際投査及事業利得差額を除く)



工業は原始産業よりの四十三億円余の生産物の一  
部及び外地、外國より輸移入した原料等の総額大約  
九十一億円余に加工して、その價值を五十三億円余  
高め、物品販賣業はこれ等の財貨の國內配給及び商  
品の輸移出入に関し、その價值二十六億円余の仕事  
をなしたのである。物品販賣業の手を通じて動じ  
た財貨の総價額は大約二百四十三億円余と見積られ  
る。而してこれ等の財貨の輸送及び旅客の輸送に関  
して交通業中運輸業は八億円の純収益をあげ、同通  
信業は二億円余の純収益をあげたのである。

## 2、昭和五年國民所得額との比較

昭和十年國民所得額を昭和五年國民所得額に比較すれば次の如くである。

昭和十年及び昭和五年國民所得額比較

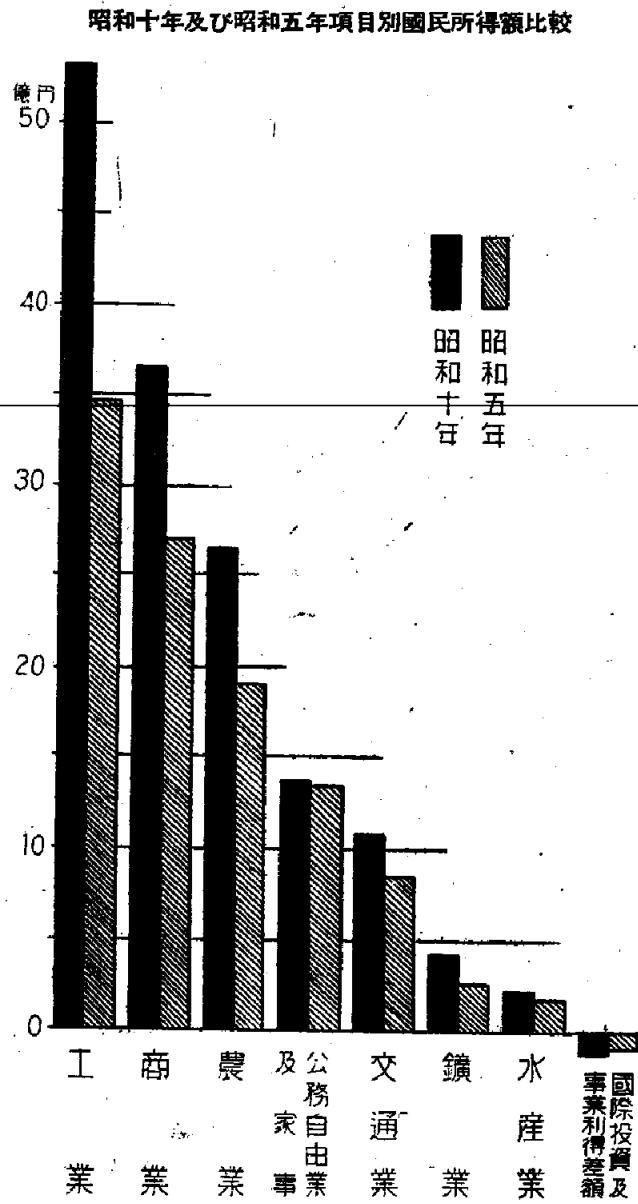
	昭和十年		昭和五年		(単位千円)
	実	差額	実	差額	
総	10,630	大金	3,840	大金	10,630
農業	2,610	大金	1,000	大金	2,610
工業	4,510	大金	1,800	大金	4,510
商業	1,800	大金	600	大金	1,800
運輸業	1,010	大金	400	大金	1,010
販賣業	900	大金	300	大金	900
通信業	500	大金	200	大金	500
其の他	1,300	大金	500	大金	1,300
合計	10,630	大金	3,840	大金	10,630

公務、自由業及び家事  
(他の項目中のそれを除く)

公務、自由業  
家業  
國際投資及び事業利得差額

△は支拂超過を示す。

これによれば昭和五年に対し昭和十年國民所得総額は三十八億九千六百万円三割六分余の著しい増加を示している。この増加額の半近くは工業純収益の占むる所であつて、工業純収益は十八億六千七百万円の増加を示し、昭和五年の同純収益に比し五割四分の増加となつてゐる。これについでその増加大なるは商業純収益の九億一千萬円(三割四分)、農業純収益の七億三千四百万円(三割九分)、交通業純収益の二億二千七百万円(二割七分)、鉱業の一億六千百万円(六割五分)であつて、他は増加額一億円に満たず、特に水産業中漁撈並に公務自由業及び家事純収益に於ては、極度の増加割合を示すに止まつてゐる。農業、鉱業及び工業各純収益がかくの如く著しい増加を示したのは、昭和五年に対し昭和十年に於けるこれ等各産業の生産價額が著しく増加したためである。これ等産業の生産價額が増加すれば、それに伴い商業及び交通業の活動は旺盛となり、従つてその純収益を増加することは当然である。



#### 四、主要列國の國富及び國民所得

各國に於ける國富及び國民所得就中國富の調査は、その方法を同一にして居らぬから、その結果を直に比較することは出來ぬのであるが、試に最近主要各國の國富及び國民所得額を列記すれば次の如くである。

主要列國の國富額（爲替相場により日價に換算）

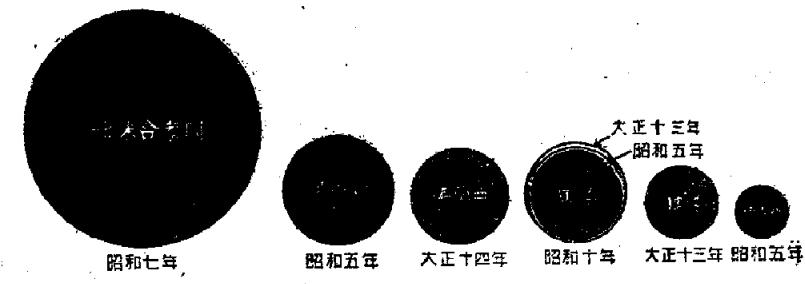
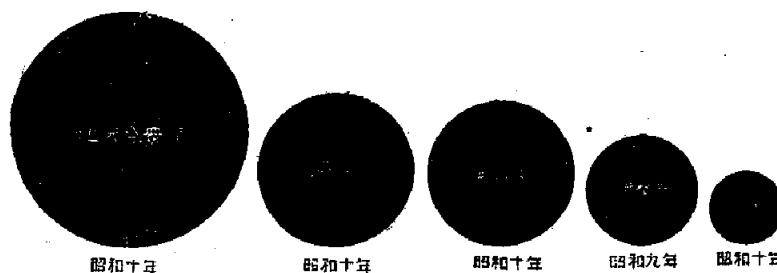
	國富額 百万円	人口一人當り國富額 円	面積一方杆當り國富額 千円
日本（昭和十年）	一一四、三四四	一、七九五	三二五
（同五年）	一一〇、一八八	一、七一〇	二八八
（大正十三年）	一三二、八〇二	一、一二四六	三四七
北米合衆國（昭和七年）	八八〇、三八八	七、〇四五	一一二
逸（大正十三年）	八六、七〇〇	一、三八〇	一八四
吉利（昭和五年）	一七七、六七四	三、八七三	七三〇
佛蘭西（大正十四年）	一二六、六二六	三、一一八	一二〇
伊太利（昭和五年）	五一、八七二	一、一六三	一六七
獨			
英			
美			
佛			
蘭			
西			
（昭和五年）			

これによれば北米合衆國の富は非常に多いが、その面積に比しては多いことは出来ない。これに反し英吉利の富はその総額に於ても人口又は面積に対する割合に於ても多額を示している。而して我國の富は総額に於ては英、米に次ぎ、面積一方杆当たりに於ては英吉利に次ぐの多額となつてゐる。尤も國富中相当大なる部分を占める土地の價額は、人口稠密なる國ほど多額に評價される傾のあることに留意する要がある。

主要列國の國民所得額（爲替相場により日價に換算）

	國民所得額 百萬円	人口一人當り國民所得額 円
日本（昭和十年）	一四、五三一	一一〇
北米合衆國（昭和十年）	一八七、四六五	一、四七四
逸（昭和十年）	八〇、七〇四	一、一二〇七
吉利（昭和十年）	六七、〇一一	一、四二九
佛蘭西（昭和九年）	三六、七四九	八七六

これによれば我國民所得額は甚だ少額で、列國の人口一人當り國民所得額は多きは我國の七倍余に達している。この事は、これ等の國に比し



主要列國の國富

主要列國の國富

我國に於ける俸給賃銀等の勤労の價格が低いことを想起すれば興味ある所である。例えば昭和十年に於けるこれ等の國の賃銀を爲替相場で円價に換算して、我國の賃銀と比較してみると、三倍から四倍強の高額を示すのである。

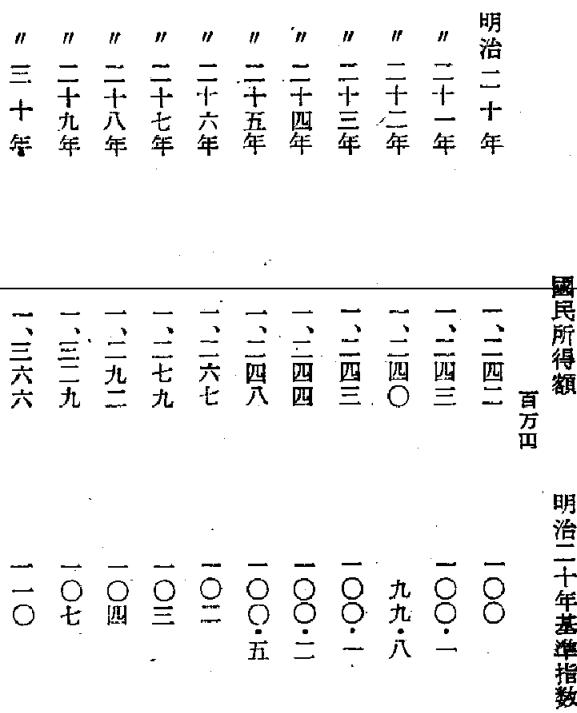
勤労の價格又はこれを含む價額の國際比較をなすには、爲替相場で換算するのみでは不十分であつて、各國に於ける通貨購買力の狀態をも斟酌の上、比較するを適當とするといふことが言はれてゐる。よつて試にその説に従い、この点の斟酌を加へた人口一人当り國民所得額を算出すれば次の如くである。これによればその程度は余程緩和されているが、依然我國民所得は少額を示しているのである。

日 本	二二〇
北米合衆國	五九三
独 逸	四九八
英 吉 利	八七三
佛 蘭 西	三四三

## 五、國民所得額の増進

我國民所得額増進の趨勢を課稅所得額の増進趨勢に従じて推計すれば次の如くである。

### 國民所得額の増進



明治三十一年

一、四〇三

一一三

三十二年

一、四四一

三十三年

一、五七二

三十四年

一、六二七

三十五年

一、七二六

三十六年

一、八三八

三十七年

一、九一三

三十八年

一、七〇〇

三十九年

一、八三一

四十一年

一、七一六

四十二年

一、七二三

四十三年

一、七三二

大正元年

一、七三三

大正二年

一、七三七

大正三年

一、七四一

大正四年

一、七四二

大正五年

一、七四四

大正六年

一、七五七

大正七年

一、七八二

大正八年

一、七八三

大正九年

一、七八六

大正十年

一、七八九

大正十一年

一、七八九

大正十二年

一、七八九

大正十三年

一、七八九

大正十四年

一、七八九

昭和十五年

一、七八九

昭和十六年

一、七八九

昭和十七年

一、七八九

昭和十八年

一、七八九

昭和十九年

一、七八九

昭和二十年

一、七八九

昭和二十一年

一、七八九

昭和二十二年

一、七八九

昭和二十三年

一、七八九

昭和二十四年

一、七八九

昭和十五年

一、七八九

昭和十六年

一、七八九

昭和十七年

一、七八九

昭和十八年

一、七八九

昭和十九年

一、七八九

昭和二十年

一、七八九

昭和二十一年

一、七八九

昭和二十二年

一、七八九

昭和二十三年

一、七八九

昭和二十四年

一、七八九

七二四

八五六

九〇一

九三一

九二一

九〇〇

九一〇

昭和七年

八年

九年

十年

一〇、八四六  
一一、四二一  
一一、〇二一  
一一、三五〇八七四  
一〇、〇一一  
一一、一〇一  
一一、一〇一一一、一〇一  
一一、一〇一  
一一、一〇一

## 國民所得額の増進

(明治二十年を100としたる指數)

